

2. PRTR データの開示請求

1. 制度的な位置づけ

化学物質排出把握管理促進法では、国民は事業所単位で PRTR の届出情報の開示を請求することができ、国は請求された事項を開示しなければならない旨定められている。

2. 開示請求の現状

開示請求の方法

開示請求を行うには、以下の 3 つの方法がある。

- ・ 窓口に直接持参
- ・ 返信用封筒を同封の上、郵送
- ・ インターネットの電子申請システムを利用

開示請求手数料は、過去5年分全てのデータを入手する場合で 1,100 円である。

開示請求手続きの実績

開示請求手続きの年度ごとの実績の推移を表 2-1 に示す。平成 14 年度の第 1 回の PRTR データの公表以後、CD-R での開示を中心に、4年あまりで延べ 2,504 件の開示請求手続きがなされている。

表 2-1 環境省及び経済産業省における開示請求件数の推移

年度	媒体別の開示請求件数				合計
	CD-R	FD	紙	電子申請	
平成 14 年度	414	3	0	0	417
平成 15 年度	844	43	27	0	914
平成 16 年度	633	7	19	10	669
平成 17 年度	484	1	7	12	504
合計	2,375	54	53	22	2504

注：平成 14 年度は平成 15 年 3 月 20 日～3 月 31 までの期間に限られる。

開示請求により入手できる情報

事業者により届け出られた情報は、個人情報等に該当する事項(例:担当者氏名、電話番号等)を除き、全て開示請求の対象となる。

表 2-2 開示対象とされている主な情報

ファイルの区分	項目	
事業者・事業所の情報 (本紙)	排出年度	
	届出先(主務大臣)	
	提出先(都道府県知事等)	
	届出者	氏名(法人にあっては名称) 法人にあっては代表者の氏名 所在地
	事業所	事業者の名称
		前回の届出における事業者の名称
		事業所の名称
		前回の届出における事業所の名称
		所在地
		事業所において常時使用される従業員の数
		事業所において行われる事業が属する業種(主たるもの) 届出物質数
事業所における第一種指定化学物質の排出・移動量に関する情報 (別紙)	第一種指定化学物質の名称(対応化学物質分類名)	
	第一種指定化学物質の番号	
	単位	
	排出量	大気への排出量
		公共用水域への排出量
		排出先の河川、湖沼、海域等の名称
		当該事業所における土壌への排出量
		当該事業所における埋立処分量
		埋立処分を行う場所の処分型(安定型、管理型、遮断型)
移動量	下水道への移動量	
	当該事業所の外への移動(廃棄物としての移動量)	
事業所において行われる事業が属する業種のうち主たるもの以外のもの (他業種)	事業所において行われる事業が属する業種(従たるもの)	

個別事業所データの分析システム

国では、開示請求されたデータの利用の利便性を高めるため、個別事業所データの分析システム(PRTR けんさくん)を提供している。

図 2-1 「PRTR けんさくん」の抽出条件設定画面



図 2-2 「PRTR けんさくん」を用いた検索結果の集計グラフ

3. 個別事業所データの公開について

諸外国の状況

OECD が 2006 年にまとめた PRTR 勧告の実施状況に関する報告書案によると、回答のあった 20 カ国及び欧州委員会のうち、ほぼすべての国等が既に個別事業所のデータを一般に公表している(表 3-1)。なお、韓国では 2008 年 1 月から公表を予定している。

表 3-1 諸外国における個別事業所データの公表状況

国名	個別事業所データ 一般公表の有無
オーストラリア	
オーストリア	
ベルギー	EPER のウェブサイトでは、施設ごとの個別データを公表*2
カナダ	*1
チェコ共和国	
デンマーク	
欧州委員会 (EC)	
フィンランド	EPER のウェブサイトでは、施設ごとの個別データを公表*2
フランス	
ハンガリー	
アイルランド	
イタリア	
日本	開示請求に基づき公表
韓国	2008 年 1 月より公表予定
メキシコ	
オランダ	*1
ノルウェー	EPER のウェブサイトでは、施設ごとの個別データを公表*2
スロバキア共和国	
スウェーデン	
英国	
米国	

*1：企業秘密に該当する情報除く

*2：下記 OECD 資料では、個別事業所データの公表は「していない」と回答しているが、EU の PRTR 制度である EPER のウェブサイトでは、これらの国々についても施設ごとの個別データを公表している。

(出典：OECD, PRTRs: Draft Report to Council on the Implementation of Pollutant Release and Transfer Register Systems (2006 年 9 月)

韓国：韓国環境省 HP(http://eng.me.go.kr/docs/qna/qna_view.html?seq=180)

欧州委員会：EPER (<http://www.eper.ec.europa.eu/eper/>)

米国環境保護庁による個別事業所のデータの公開事例

米国環境保護庁ウェブサイトにおける個別事業所データの公表の事例を図 3-1 と表 3-2 に示す。



(出典: 米国環境保護庁 TRI Explorer)

図 3-1 TRI データ検索画面 (施設)

表 3-2 米国環境保護庁における個別事業所データの公表の事例:
(ジクロロメタン/大気への排出量上位 5 位)

Row #	Facility	On-site Disposal to Class I Underground Injection Wells, RCRA Subtitle C Landfills,				Other On-site Disposal or Other Releases								
		Underground Injection Class I Wells	RCRA Subtitle C Landfills	Other On-Site Landfills	Sub Total	Fugitive Air Emissions	Point Source Air Emissions	Surface Water Discharges	Underground Injection Class II-V Wells	Land Treatment	RCRA Subtitle C Surface Impoundments	Other Surface Impoundments	Other Land Disposal	Sub Total
1	GE PLASTICS MT. VERNON INC. 1 LEXAN LN. MOUNT VERNON, POSEY,	0	0	0	0	468,200	8,300	250	0	0	0	0	0	476,750
2	GENERAL ELECTRIC CO. ONE PLASTICS DR. BURKVILLE,	0	0	0	0	251,178	14,927	440	0	0	0	0	0	266,545
3	3V INC. 888 WOODSTOCK ST. GEORGETOWN, GEORGETOWN, SC	0	0	0	0	205,039	655,704	14	0	0	0	0	0	860,757
4	ABBOTT PHARMACEUTICAL S PR LTD. RD NO.2 KM 58.0 CRUCE DAVILA, BARCELONETA,	0	0	0	0	189,502	71,062	.	0	0	0	0	0	260,564
5	EASTMAN KODAK CO KODAK PARK, 1669 LAKE AVE. ROCHESTER, MONROE, NY	0	0	0	0	86,000	510,000	2,300	0	0	0	0	0	598,300

(出典: 米国環境保護庁 TRI Explorer)

単位: ポンド

各事業所の届出内容は、企業秘密を除き、すべて公表されている。2001年9月11日に発生した同時多発テロ事件以降、米国において化学物質管理に関する情報の公開を制限する動きが出ていたが、現在のところ、TRI データについては公開の制限は行われていない。

EUにおける個別事業所のデータの公開事例

EUのEPERでは、一般市民でも容易に利用できるEPERデータの検索システムをウェブ上で提供 (http://www.eper.cec.eu.int/eper/find_facility.asp?i=1) しており、加盟国、物質、環境媒体、施設等によるキーワード検索の方法やGISシステムによる視覚的な選択の方法等から、届出している施設の詳細情報を照会することができる。(併せて、データのダウンロードも可能。)

EPER

Facility level

You can search for a facility name, facility town/village or you can choose from a list of all facilities in a preselected area.
You can also search for a facility by using the [Map search](#) in the navigation menu.
Alternatively try using the [free text search](#).

Area:	United Kingdom	Emission to:	<input checked="" type="checkbox"/> Air <input checked="" type="checkbox"/> Water(Direct)
Year:	2004		<input checked="" type="checkbox"/> Water(Indirect)
Facility name:		Town/village:	
Pollutant:	Benzene	Activity:	Basic organic chemicals
Show all facilities in selected area	Benzene		4.1 Basic organic chemicals

7 facilities found

Clicking the arrows in the column header will sort result either descending ▼ or ascending ▲.
All emissions values are yearly emissions.

#	Facility	Emission to air	Emission water direct	Emission to water (indirect)
1	ACETATE PRODUCTS LTD	3.84 t		
2	ADVANSA (UK) LTD	102.00 t		
3	BP CHEMICALS LTD	224.00 t		
4	BP CHEMICALS LTD	6.86 t		
5	HUNTSMAN PETROCHEMICALS (UK) LTD	46.60 t		
6	INVISTA (UK) LTD	1.48 t		
7	SOLUTIA UK LTD	2.00 t		
Emission totals		386.78 t		

(出典: EU/EPER search)

図 3-3 EUのEPERにおけるデータ集計の事例: 条件設定による個別の事業場からの排出量の表示



(出典: EU/EPER search)

図 3-4 EUのEPERにおけるデータ公表の事例: GISシステムを利用した点源の排出状況



(出典: EU/EPER search)

図 3-5 EUのEPERにおけるデータ公表の事例: 拡大機能を用いた点源の位置の表示



(出典: EU/EPER search)

図 3-6 EUのEPERにおけるデータ公表の事例: GISを利用して選択した特定の事業場からの排出

NGO等による個別事業所データの公表例

NPO 法人有害化学物質削減ネットワーク(T ウォッチ; Toxic Watch Network)では、ウェブサイト上にてデータベースを構築し、開示請求手続きを経て得た個別事業所データを公開している(図 3-7)。(T ウォッチホームページ; <http://toxwatch.xteam.jp/HP/Default.htm>)。ただし、個別事業所の排出・移動量データの一括ダウンロード等はすることができないようにされている。



工場  のPRTR排出移動登録		工場を検索		会社を検索							
English 日本語											
(C)2003-2005. 有害											
会社(企業)名:	トヨタ自動車株式会社 本社詳細 (27398)										
工場(事業所)名:	本社および本社工場 工場詳細 (57615) コメントを見る										
主要種名:	輸送用機械器具製造業(3100)										
届出物質数:	<input type="checkbox"/> 2001年度 12件、 <input checked="" type="checkbox"/> 2002年度11件、 <input type="checkbox"/> 年差										
番号	物質名	排出年度	大気	水域	水域名	土壌	埋立	下水	廃棄	総排出	総移動
1	亜鉛の水溶性化合物	2002	0	150	矢作川	0	0	0	1200	150	1200
40	エチルベンゼン	2002	1100	0		0	0	0	0	1100	0
43	エチレングリコール	2002	32	0		0	0	0	15000	32	15000
44	エチレングリコールモノエチルエーテル	2002	19000	0		0	0	0	0	19000	0
63	キシレン	2002	42000	0		0	0	0	0	42000	0
101	酢酸2-エトキシエチル	2002	31000	0		0	0	0	0	31000	0
177	スチレン	2002	0	0		0	0	0	530	0	530
224	1,3,5-トリメチルベンゼン	2002	34	0		0	0	0	0	34	0
227	トルエン	2002	33000	0		0	0	0	0	33000	0
293	ベンゼン	2002	10	0		0	0	0	0	10	0
311	マンガン及びその化合物	2002	0	240	矢作川	0	0	0	8500	240	8500

(出典:Tウォッチホームページ)

図 3-7 有害化学物質削減ネットワークにより公表されている
個別事業所排出量等のデータの事例

(参考)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年7月13日法律第86号)(抄)

(排出量等の把握及び届出)

第五条 (略)

2 第一種指定化学物質等取扱事業者は、主務省令で定めるところにより、第一種指定化学物質及び事業所ごとに、毎年度、前項の規定により把握される前年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関し主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出(次条第一項の請求に係る第一種指定化学物質に係るものを除く。)は、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該届出に係る事項に関し意見を付すことができる。

(届出事項の集計等)

第八条 経済産業大臣及び環境大臣は、前条第一項から第三項までの規定により通知された事項について、経済産業省令、環境省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、前項の規定による記録をしたときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイルに記録された事項(以下「ファイル記録事項」という。)のうち、主務大臣が所管する事業を行う事業所に係るものを当該主務大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知するものとする。

3 経済産業大臣及び環境大臣は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、ファイル記録事項を集計するものとする。

4 経済産業大臣及び環境大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を主務大臣及び都道府県知事に通知するとともに、公表するものとする。

5 主務大臣及び都道府県知事は、第二項の規定による通知があったときは、当該通知に係る事項について集計するとともに、その結果を公表することができる。

(届け出られた排出量以外の排出量の算出等)

第九条 経済産業大臣及び環境大臣は、関係行政機関の協力を得て、第一種指定化学物質等取扱事業者以外の事業者の事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量その他第五条第二項の規定により届け出られた第一種指定化学物質の排出量以外の環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量を経済産業省令、環境省令で定める事項ごとに算出するものとする。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、前項の規定により算出された結果を経済産業省令、環境省令で定めるところにより集計し、その結果を前条第四項の集計した結果と併せて公表す

るものとする。

(開示請求権)

第十条 何人も、第八条第四項の規定による公表があったときは、当該公表があった日以後、主務大臣に対し、当該公表に係る集計結果に集計されているファイル記録事項であって当該主務大臣が保有するものの開示の請求を行うことができる。

2 前項の請求(以下「開示請求」という。)は、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- 二 事業所の名称、所在地その他の開示請求に係る事業所を特定するに足りる事項

(排出量等の開示義務)

第十一条 主務大臣は、開示請求があったときは、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならない。

第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令(平成 14 年1月11日経済産業省・環境省令第1号)(抄)

(届出事項の集計の方法)

第四条 法第八条第三項の規定によるファイル記録事項の集計は、ファイル記録事項を第一種指定化学物質の名称及び対応化学物質分類名(以下「物質名」という。)ごとに集計するとともに、当該物質名について、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計することによって行うものとする。

- 一 都道府県
- 二 業種
- 三 都道府県及び業種
- 四 業種及び事業所において常時使用される従業員の数の区分
- 五 都道府県、業種及び前号の従業員の数の区分

(届け出られた排出量以外の排出量の算出事項)

第五条 法第九条第一項の経済産業省令、環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 令第三条各号に掲げる業種に属する事業を営む事業者の事業活動に伴って環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量(法第五条第二項の規定により届け出られたもの及び第四号に掲げるものを除く。)
- 二 令第三条各号に掲げる業種以外の業種に属する事業のみを営む事業者の事業活動に伴って環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量(第四号に掲げるものを除く。)

三 家庭から環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量(次号に掲げるものを除く。)

四 移動体から環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量

(届け出られた排出量以外の排出量の集計方法)

第六条 法第九条第二項の規定による集計は、同条第一項の規定により算出した排出量を第一種指定化学物質の名称ごとに集計するとともに、当該第一種指定化学物質の名称について、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計することによって行うものとする。

一 都道府県

二 経済産業大臣及び環境大臣が別に定める移動体の区分

三 都道府県及び前号の移動体の区分

(1) 衆議院附帯決議(平成 11 年 5 月 21 日 衆議院商工委員会)(抄)

三 化学物質の排出量等に関する集計結果の公表に当たっては、必要な情報が国民に分かり易く、利用しやすく、又、等しく提供されるものとなるよう配慮するとともに、インターネット等を含めた情報提供手段の幅広い活用とその利用促進に努めること。開示請求に係る手数料については、開示の方法に応じ、利便性が高く負担がかからない金額とすること。

(2) 参議院附帯決議(平成 11 年 7 月 6 日 参議院国土・環境委員会)(抄)

六 情報の共有が本制度運用の前提となるため、特に大量に請求する場合を中心に手数料をできる限り低廉なものとするとともに、利用者の利便性を勘案したインターネットの利用など幅広い情報提供手段を活用すること。